

1. 件 名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（217）」
2. 日 時：平成29年7月18日 13時30分～18時30分
3. 場 所：原子力規制庁 13階会議室A

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、正岡安全審査官、伊藤安全審査官、近田安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント管理グループ 課長
（他5名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、平成29年7月6日に提出を受けた『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1. 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等>

- 「操作の成立性」において、「格納容器ベント開始については格納容器ベント基準到達から～」とあるが、「格納容器ベント基準」を明確にするとともに、有効性評価での議論を踏まえて、全体的に整理して提示すること。
- 「スクラビング水補給」の作業着手の判断基準について明確にするとともに、フィルタ装置水位との関係について整理して提示すること。同様に「スクラビング水移送」手順の移送停止の判断についても整理して提示すること。
- 当該手順と他条文の手順（例：原子炉格納容器内の冷却等のための手順等、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等）との関係について、手順全体の繋がりがわかるように整理して提示すること。また、当該手順のうちフィルタベント実施中に並行して行う手順（例：格納容器内の不活性ガス置換）を明確にするとともに操作の成立性を整理して提示すること。
- 「フィルタ装置内の不活性ガス置換」の手順のうち、ガス置換停止等の判断として「スクラビング水温度50℃以下」、「スクラビング水温度が上昇していないこと」とあるが、これらの理由について整理して提示すること。ま

た、フィルタ装置内の窒素ガス置換をフィルタ装置から離れている「フィルタ装置入口水素濃度計」で確認している理由について整理して提示すること。

- 「遠隔人力操作機構によるベント手順」における操作の成立性について、ベント開始時間との関係を示すとともに余裕時間を整理して提示すること。
- 「耐圧強化ベント系」の対象範囲を明確にするとともに、耐圧試験方法を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電株式会社から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）